

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、神奈川県タクシー厚生共済協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、神奈川県区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を横浜市に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示する。

(規約等)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約及び共済規程の変更のうち関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理及び責任共済等の事業についての共済規程の変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

4 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、定款及び規約並びに共済規程の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合員のためにする傷害補償共済事業

(2) 前号の事業に附帯する事業

2 本組合は、第1項第1号に掲げる共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項は、共済規程で定めるものとする。

(共済金額の削減及び共済掛金の追徴)

第8条 共済事業に損失を生じた場合であって、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。

(共済金の決定についての異議の申出)

定款

第9条 共済金の決定について不服のある共済契約者は、本組合に対して異議の申出をし、再審査を請求することができる。

2 理事長は、前項の申出があったときは、審査委員会に裁定を求めなければならない。

3 再審査の結果については、審査委員会の裁定に委ねなければならない。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第10条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人タクシー事業者であること

(2) 組合の地区内に事業場を有すること

(加 入)

第11条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第12条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(自由脱退)

第13条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第14条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の決議により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第15条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第16条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

定款

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。

(3) 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えたとき。

（過怠金）

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第14条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

（会計帳簿等の閲覧等）

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

（出資1口の金額）

第21条 出資1口の金額は、10,000円とする。

（出資の払込み）

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延滞金）

定款

第 23 条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第 24 条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 5 章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第 25 条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 6 人以上 9 人以内

(2) 監事 1 人又は 2 人

(役員任期)

第 26 条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第 1 項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第 27 条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でないものは、理事については 1 人、監事についても 1 人を超えることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事等の選出)

第 28 条 理事のうち 1 人を理事長、3 人を副理事長、1 人を専務理事又は常務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第 29 条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

定款

- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第 30 条** 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

- 第 31 条** 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

- 第 32 条** 役員は、総会において選挙する。
- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
 - 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
 - 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

- 第 33 条** 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

- 第 34 条** 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、本組合に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

- 第 35 条** 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。
- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
 - 3 組合員は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

- 第 36 条** 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 3 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事又は常務理事が、理事長、副理事長及び専務理事又は常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が、理事会の議決を経て、招集する。

(総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第39条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第40条 組合員は第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、3人以内とする。
- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的

定款

方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第 41 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第 42 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第 43 条 総会においては、総組合員の半数以上の組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が出席し、その3分の2以上の同意を得たときに限り、第 38 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第 44 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第 45 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名及びその出席方法
- (5) 出席監事の氏名及びその出席方法
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (9) 監事が総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、総会議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(理事会の招集権者)

第 46 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事又は常務理事が、理事長、副理事長、専務理事又は常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求

定款

することができる。

- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第47条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数
- (4) 出席理事の氏名及びその出席方法
- (5) 出席監事の氏名及びその出席方法
- (6) 議長の氏名
- (7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (8) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (9) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

定款

- 4 理事長以外の理事の請求に基づき理事会が開催された場合の議事録には次に掲げる事項を追加記載するものとする。
- (1) 理事の請求を受けて招集されたものである場合はその旨
 - (2) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合はその旨
- 5 組合員の請求に基づき理事会が開催された場合の議事録には次に掲げる事項を追加記載するものとする。
- (1) 組合員の請求を受けて招集されたものである場合はその旨
 - (2) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合はその旨
 - (3) 出席組合員の氏名及びその出席方法
 - (4) 出席組合員の意見の内容の概要
- 6 第48条第4項により理事会の決議があったものとみなす場合の議事録は、次の各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 7 第48条第5項により理事会に報告すべき事項を通知した場合の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 8 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、理事会議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(審査委員会)

第51条 本組合は、共済事業の執行に関し、裁定機関として、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、共済金の決定について不服のある共済契約者からの異議の申出を再審査するものとする。

3 審査委員会の組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(委員会)

第52条 本組合は、審査委員会のほか、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

定款

(事業年度)

第53条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(共済事業の種類による経理の区別)

第54条 本組合は、共済事業の種類ごとに、その経理を区分するものとする。

(利益準備金)

第55条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第57条において同じ。）の5分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第56条 本組合は、出資金減少差益（第15条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、その他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第57条 本組合は、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることのできる。

(剰余金又は損失金)

第58条 毎事業年度において収入した共済掛金その他の諸収入に、前事業年度の終わりにおける責任準備金及び支払準備金並びに前期繰越剰余金を加えた総額と、支払共済金、事業費その他の諸支出に、その年度の終わりにおける責任準備金及び支払準備金並びに前期繰越損失金を加えた総額との差額をもって、その事業年度における当期純利益金額又は当期純損失金額とする。

(剰余金の処分)

第59条 当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期未処分剰余金は、総会の議決を経て次の順序に従って処分する。ただし、特別の理由がある場合は、第3号以下の事項については、総会の議決を経て処分の順序を変更することができるものとする。

- (1) 利益準備金
- (2) 特別積立金
- (3) 共済事業利用分量による配当金
- (4) 出資金に対する配当金
- (5) 役員及び職員退職手当積立金
- (6) 役員賞与金
- (7) 次期繰越金

2 第1項第3号の共済事業利用分量による配当金は、組合員のその事業年度中における支払共済掛金が、その事業年度中に支払を受けた共済金その他共済契約によって支払を受けた金額の合計額を超える場合において、当該組合員に対し、その超える金額の割合に応じて配分するものとする。

3 第1項第4号の事業年度末における組合員の出資金に対する配当金は、年1割を超えないものとする。

4 前2項の配当金の計算については、第24条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

定款

第 60 条 損失金は、その全部若しくは一部を翌事業年度に繰越し、又は次の順序に従ってこれをつまみ補する。

- (1) 組合積立金
- (2) 利益準備金
- (3) その他資本剰余金
- (4) 共済金の削減及び共済掛金の追徴

2 前項第 4 号の共済金の削減は、損失金を、その事業年度に支払う共済金の総額と、個々の共済契約者に支払う共済金との割合により、共済金の支払を受ける個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

3 第 1 項第 4 号の共済掛金の追徴は、損失金を、その事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と、各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(職員退職給与の引当)

第 61 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

1 設立当時の役員任期は、第 26 条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から 25 年 3 月 31 日までとする。

平成 24 年 11 月 12 日 制定

平成 24 年 12 月 12 日 認可

平成 30 年 7 月 6 日 一部改正